

議案第26号

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」に改め、同条（見出しを含む。）並びに第10条の見出し及び同条第1項中「事業者」を「事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「事項及び」を「事項その他の」に改める。

第18条第1項中「事業者」を「事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。